

静岡県広告協会会則

第1条（名称・事務所）

本会は、静岡県広告協会と称し、事務所を静岡市に置く。

第2条（目的）

本会は、広告文化の普及向上をめざし、静岡県の産業経済の発展に寄与するとともに、会員共同の繁栄をはかることを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 広告知識の普及と広告技術の向上をはかるための事業
- ② 広告について正しい理解を深めるPR事業
- ③ 広告の研究・調査に関する事業
- ④ 広告倫理の向上に資するための事業
- ⑤ 広告を活用した社会的キャンペーン
- ⑥ 広告関係諸団体との連携・協力に関する事業
- ⑦ 会員相互の親睦交歓に関する事業
- ⑧ その他本会が必要と認める事業

第4条（会員）

本会の会員は、静岡県内に事業所または営業所をもつ広告主・媒体社・広告会社・広告制作会社・広告関連会社、および官公庁・各種団体・教育機関、そのほか広告広報業務の関係者とする。

第5条（入会）

本会に入会を希望するものは、所定の入会申込書を事務局に提出し、理事会の承認を受けるものとする。

第6条（役員）

本会に次の役員をおく

会長（1名） 副会長（20名以内） 理事長（1名） 副理事長（若干名） 常任理事（若干名） 理事（25名以内） 監事（2名）

会長・副会長・理事および監事は、総会で選任し、理事長・副理事長および常任理事は、理事の互選による。理事および監事は、相互に兼ねることはできない。

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

第7条（役員職務）

会長は本会を代表し、総会を主宰し会務を統轄する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

理事長は理事会および正副理事長会を主宰し、会長副会長を補佐し、会務を管掌する。

副理事長は理事長を補佐する。

理事は、理事会を構成して業務の執行を決定するとともに、本会の運営にあたっては各種委員会の構成員となり会務を分掌する。

監事は、本会の業務と会計を監査する。

第8条（事務局の設置）

本会事務所に事務局を置く。事務局を主管する事務局長は理事会が指名する。事務局の運営については、別途、運営細則を定める。

第9条（顧問）

本会は、理事会の推薦によって顧問若干名をおくことができる。

第10条（総会）

本会は、毎年6月に通常総会を開き、事業計画・事業報告・予算決算等の案件を決定する。また必要あるときは、臨時総会を開く。総会の決議は、出席者の多数決による。

第11条（理事会）

理事会は、偶数月に理事長が招集し、総会に付する事項、そのほか会務の執行に関する事項および会員入退会の諾否を決定する。また、必要に応じて臨時に開催することができる。

第12条（経費）

本会の経費は、会費・寄付金その他収入をもってこれにあてる。

第13条（会費）

会費は、一口年間3万円とし、一括前納とする。既収の会費は返却しない。年度途中入会の場合は、年会費を月割にし、入会月から翌年3月までの月数分とする。

第14条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第15条（退会）

本会の会員が退会しようとするときは、所定の退会届を事務局に提出し、理事会の承認を受けるものとする。

また、本人の死亡、事業の解散および会費を滞納し、かつ、催告に応じないときは、理事会の議を経て退会とする。

第16条（除名）

本会の会員で、本会の名誉を著しく傷つけ、または本会に重大な損害を及ぼした場合は、理事会において除名することができる。

第17条（運営細則）

本会の運営に必要な細則は、理事会で決める。

第18条（会則の変更）

本会則の変更は、総会の決議による。

〈付則〉

本会則は、平成3年10月1日から実施する。

平成4年10月26日一部改訂

平成9年5月9日一部改訂

平成23年6月14日一部改訂

平成27年8月4日一部改訂